



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会裁判所制度の沿革 —社会保険法における専門的争訟制度の発展と確立—
Author(s)	倉田, 聡; KURATA, Satoshi
Citation	北大法学論集, 41(2), 159-193
Issue Date	1990-12-14
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16765
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(2)_p159-193.pdf



社会裁判所制度の沿革

—— 社会保険法における専門的争訟制度の発展と確立 ——

目次

はじめに

第一章 ビスマルク社会保険立法とライヒ保険局

第一節 疾病保険法と争訟制度

第二節 災害保険法とライヒ保険局

第三節 特別の争訟制度が設置された要因

第二章 社会裁判制度の整備とその体系化

第一節 ライヒ保険局における裁判組織の整備

第二節 争訟手続の整備と手続上の諸原則

第三節 ライヒ保険法による社会裁判の体系化

第三章 ボン基本法と社会裁判権の確立

倉田 聡

第一節 ワイマール期以後の発展

第二節 統一社会保険構想と社会裁判所法

むすびにかえて

はじめに

一・本稿のねらいと検討の対象

本稿は、本誌四一卷一号および四号において翻訳した西ドイツ社会裁判所法 (Sozialgerichtsgesetz・以下 SGG) の解説編として、同法制定にいたるまでの過程すなわち社会裁判権 (Sozialgerichtsbarkeit) の成立史を紹介するものである。西ドイツでは、社会保障行政に関する争訟の多くが、通常の行政裁判権とは別個に存在する社会裁判権の裁判所により終局的に処理されている。この社会裁判権の裁判所には連邦最高裁としての連邦社会裁判所、第二番の州上級社会裁判所および第一番の社会裁判所があり (SGG 二条・以下これらの裁判所を単に社会裁判所とする)、これらはすべて「行政庁から分離された独立の特別行政裁判所」である (SGG 一条)。

社会裁判権はボン基本法 (以下 GG) 九五条一項に列挙された裁判権のひとつであり、通常、労働、行政および財政といった他の四裁判権と同格である。このうち、行政裁判権と財政裁

判権の裁判所に本稿で扱う社会裁判権の裁判所をあわせて「広義の行政裁判所」といい、これらの裁判所は憲法上の争訟を除くすべての公法上の争訟につき裁判する。^① これら三裁判権のうち財政と社会の各裁判権は事物管轄の規定から、いわゆる「一般 (allgemeine)」行政裁判所である行政裁判権の裁判所との對比で、「特別 (besondere)」行政裁判所であると理解されている。なぜなら、行政裁判所法四〇条が一般概括条項 (General-Klausel) を採用したのに対し、財政および社会の各裁判所法がその事物管轄を個別的に列挙している (SGG 五一条および財政裁判所法三三三條) からである。

ここで、社会裁判所の事物管轄についていくことにしよう。SGG 五一条によれば、社会裁判所は主に「社会保険、失業保険および連邦雇用庁のその他の事務ならびに戦争犠牲者援護の各事件に関する公法上の争訟につき裁判する」ことになっている。^② この規定を西ドイツ社会法の統一法典である「社会法典 (Sozialgesetzbuch・以下 SGB)」と比較するならば、社会裁判所がすべての社会実体法から生じる争訟を対象としていな

いことがわかる。なぜなら、S G Bは社会法として社会保険、失業保険および戦争犠牲者援護のほかに、わが国の生活保護にあたる社会扶助(Sozialhilfe)・児童手当(Kindergehalt)さらには住宅手当(Wohngehalt)に関する法律をも包摂しているからである(S G B I一条から一〇条)。つまり、社会裁判所は西ドイツ社会法のうちでもとくに社会保険、失業保険および戦争犠牲者援護の争訟を裁判する「特別」行政裁判所であり、その対象外である社会扶助などに関する争訟は「一般」行政裁判所の管轄に属することになる。⁵⁾

このような社会裁判所の管轄規定を見る限り、社会保険を中心とした先の法制度は少なくとも裁判制度という点で他の社会法と異なった取扱がなされていることがわかる。このことは、社会保障行政の(事前)手続法とされるS G B Xが社会保険を含めた全社会法に適用されることと対照的である。では、なぜこのような現象が生じたのであろうか。本稿はこの問いに答えるために、その解答として西ドイツの論稿が最も多く挙げていた⁶⁾社会裁判所制度の史的沿革を探ろうとするものである。この史的沿革を探るという作業は、現行S G Gがなにくえに社会保険と戦争犠牲者援護だけを対象にしているのかという問いに解答を与えると同時に、ドイツではどのような理由からこれらの

制度のみを対象にした裁判制度が発展してきたのかということの理解にも役立つものと思われる。

とりわけ、後者の点の理解は、行政争訟の段階ではあるけれども、社会保険制度については通常の行政不服審査制度ではない、特別の審査(官)会制度を有するわが国の法制の理解にとっても有益である⁷⁾と考える。また、次項で述べるように、西ドイツの社会裁判所制度はその裁判所構成を含め、訴訟手続上の原則に關しても通常の行政裁判所制度とは異なった面をもつ。それゆえ、社会裁判(Sozialrechtspflege)の史的研究はこれらの特殊性の由来を探るといふ側面をもつことになるのである。本稿は、以上の点をふまえたうえで、ドイツ社会裁判のはじまりとされる戦前の旧争訟制度がどのような経緯で成立し、そこから今日までどのようにして発展してきたかを検討する。

二. 現行社会裁判所法の特徴

ここでは、本論の史的研究にはいるまえに、行政および財政といった他のふたつの裁判所法とS G Gとの相違点をごく簡単に紹介することにしよう。というのは、特定の制度史の理解は事前に把握された現行法のイメージとの比較を通してより容易になると思われるからであり、また他の行政裁判所法との比較

がSGGの特徴を明確にする手法として便宜だからである。

さて、先に述べたように、SGGと他のふたつの裁判所法との相違はまずその事物管轄の違いにあるといえる。この事物管轄の相違は、ある特定の法制度に限って特別の訴訟手続法を適用することを意味するから、その手続について何らかの特殊性の存在を推認させる。なぜなら、特定の行政領域につき生じる争訟に対して別途訴訟手続法を制定することの意味は、多くの場合、当該行政領域ないしは行政実体法の特殊性に応じた裁判手続または裁判所構成の設定にあると考えられるからである。

では、どのような点において、SGGと他のふたつの裁判所法とは異なるのであろうか。

ここでは、SGGおよび社会裁判所制度に関してすでに公表された邦語文献⁽⁸⁾と西ドイツ社会法に関する概説書⁽⁹⁾を参考にしながら、両者の相違をおおまかにつぎの三点に分けて紹介することにした。第一は裁判所の構成とりわけ名誉職裁判官(cherenamtlicher Richter)の選出に関する規定、第二は訴訟手続の規定の仕方、第三は訴訟費用に関する規定についてである。以下、三点につき順に紹介することしよう。

まず裁判所構成の点についてであるが、SGGはすべての社会裁判所につき実体法に応じた「専門部(Fachkammer, Fach-

senat)⁽¹⁰⁾」の設置を規定している。すなわち、これを第一審の社会裁判所についてみれば、社会保険、失業保険および連邦雇用庁関係の事務、戦争犠牲者援護、金庫医師法ならびに鉱山労働者保険法の五種類の専門部が設置されることになっている(SGG一〇条・これは連邦最高裁である連邦社会裁判所についても同様)⁽¹¹⁾のである。SGGはこの点でとくに法律のレベルでは専門部の設置を予定しない行政裁判所法とは異なっており、またこれらの専門部はつぎに述べる名誉職裁判官の選出とも密接に関連しているのである。

社会裁判所の専門部はいずれも職業裁判官(Berufsrichter)と名誉職裁判官とで構成されている(SGG九条、三〇条一項、三八条二項)。社会裁判所の名誉職裁判官は、「職業裁判官と同様の権利を行使し(SGG一九条一項)」、職業裁判官と同様に裁判官の独立を保障するGG九七条の適用を受ける。この名誉職裁判官は職業裁判官とは異なり直接市民から選出されることから「しろうと裁判官(Laienrichter)」とも呼ばれることがある。このような名誉職裁判官を採用しているのはSGGに限られたことではなく、その他の裁判権(例えば労働裁判権、また範囲は異なるが行政裁判権や通常裁判権)⁽¹²⁾にも存在している。ただ、SGGが他の裁判権とりわけ行政裁判所法所定の名誉職

裁判官制度と異なるのは、連邦最高裁である連邦社会裁判所にも名誉職裁判官が配置されている点（SGG三八条二項）と、その選出母体が主にライヒ保険法（西ドイツ現行社会保険法）などに規定された団体であるという点である。⁽¹⁴⁾

とりわけ後者の点は、例えば社会保険専門部の名誉職裁判官が労使双方の代表者（SGG一四条二項）であることから利益代表の側面をもつとともに、経験の蓄積のうえになりたつ知識を判決に役立たせる⁽¹⁵⁾という点からも評価されている。そのため、社会裁判所における名誉職裁判官は他の裁判権のそれよりも専門性の程度が高く、また社会保険法などの個別実体法とより密接な関係を有しているといえる。

つぎにSGGの規定する訴訟手続についてであるが、社会裁判所の手続にも他の行政裁判所と同様に、行政裁判上の手続原則である職権主義、口頭弁論主義、裁判上の聴聞および直接主義が規定されている（SGG一〇三条、六二条、一一七条など⁽¹⁶⁾）。SGGでの訴訟手続規定が他の裁判所法と異なるのは、これらの原則に加えて「原告に好意的な原則（Grundsatz Klägerfreundlichkeit）」が存在するという点である⁽¹⁷⁾。この原則は、「通常法律にうとい市民に社会法上の請求権を可能な限り保障するためにたてられたといわれている⁽¹⁸⁾」。

ここでは紙幅の関係上、この原則がより明確なたちで現れている規定をすべて紹介することはできない⁽¹⁹⁾が、それが端的に現れている例をひとつだけあげておこう。それは、原告、被告および訴訟物の訴状における特定の規定である。行政裁判所法八二条と財政裁判所法六五条はこれらの特定を原告の「義務（muß）」としているのに対して、SGGはこれらをすべて「訓示（soll）」規定にしているのである（SGG九二条）。それゆえ、社会裁判所の手続では仮に原告が訴状においてこれらの特定を誤つたとしても、当然に無効とはならない⁽²¹⁾。

SGGがこのような規定を訓示規定としたのは、同法の法案理由書が示しているように「社会裁判権では法的知識をもたない人々も権利保護を求めるのであるから、訴状に特定内容を予め記載させることを強制できない⁽²²⁾」からである。その後、このことは他の訴訟手続法にも同様に妥当すると考えられるようになっていったため⁽²³⁾、今日では行政裁判権や財政裁判権でも訴えの変更や請求の趣旨の善解（Umdeutung）などにより社会裁判所に準じた取り扱いがなされるようになったといわれている⁽²⁴⁾。そのため、この点に関していえばもはやSGGの独自性は低くなったように感じられるかもしれないが、具体的な文言に上述の「原告に好意的な原則」が明確に表現されかつその他の規定

にもなお原告に有利な定めがなされている以上、他の行政裁判所法との関係で一定の特殊性を有していると思われる。

最後に、訴訟費用の点について述べる。SGGは市民が原告になっている限りで、訴訟費用を無償としている (Kostentfreiheit, SGG 一八三条)。この規定は、社会裁判所に訴えを提起する市民が通常資力に乏しいことを前提にして規定されたといわれており、上述の「原告に有利な原則」の具体化である⁽²⁾。なお、行政裁判所においても生活扶助などの社会法関係の事件の原告は無償とされている (行政裁判所法一八八条)。

- (1) 木佐茂男/倉田聡共訳「西ドイツ社会裁判所法(上)・(下)」、『北大法学論集』四一卷一号(一九九〇年)、四号(一九九一年)。

(2) Jens. Meyer-Ladewig, Sozialgerichtsgesetz 3. Aufl., <C. H. Beck 1987>, S. 1, 95.

(3) SGG 五一一条の規定によれば、社会裁判所は本文のほかSGGBVに定める金庫医師法および医療関係の争訟(二項)、賃金支払継続法に関する公法上の争訟(三項)につき裁判する。しかし、二項と三項の規定による管轄はいずれも実体法上社会保険法と関連するものである。なお、五

一条の四項は個別の実体法が社会裁判所への出訴を認めることができるとしている(その例として、本文で掲げた児童手当に関する公法上の争訟などがある)。

- (4) 西ドイツの社会法(Sozialrecht)はほぼわが国の社会保険法に対応する法領域である。なお、SGBに関する邦語文献にはつぎのようなものがある。飯塚重男「西ドイツ社会保障法制の最近の動向」、『国際社会保障研究』二〇号(一九七七年)、同「西ドイツ社会法典第一編総則」、『国際社会保障研究』二四号(一九七九年)、上村学「西ドイツ社会保障法の動向」、『創価法学』四巻三号(一九七四年)、同「西ドイツ社会法典について」、『創価法学』七巻二・三号(一九七七年)、清野幾久子「西ドイツ社会法典総則における『社会権』規定の意義」、『明治大学大学院紀要(法学)』二〇号(一九八三年)、又坂常人「西ドイツ社会法典について上」、『季刊行政管理研究』二〇号(一九八五年)、二一号(一九八五年)。

(5) Meyer-Ladewig, a. a. O. (s. Anm. 2), S. 134.

(6) Vgl. Walter Bogs, Sozialrechtspflege vor Einführung der Sozialgerichtsbarkeit, insbesondere Verfassung und Verfahren des Reichsversicherungsamts, in:

Deutscher Sozialgerichtsverband e. V. (hrsg.), Sozialrechtsprechung, Verantwortung für den sozialen Rechtsstaat, Festschrift zum 25 jährigen Bestehen des Bundessozialgerichts, Bd. I. (Carl Heymann 1979) S. 3ff., 22 ; Alfred Christmann / Siegrafed Schönholz, Die Errichtung des Reichsversicherungsamts und seine geschichtliche Entwicklung, in ; Deutscher Sozial gerichtsvorband e. V. (hrsg.), Entwicklung des Sozialrechts, Aufgabe der Rechtsprechung (Carl Heymann 1984) , S. 3 ff., 41 ff.

(7) わが国の社会保険制度は、大正年間に成立した健康保険法以来、一般の不服審査とは別系統の審査(官)会制度を有している。(現行制度の詳細な紹介は、健康保険組合連合会編『社会保障年鑑一九九〇年版』一―三頁以下参照)。健康保険法の立法者の一人とされる森荘三郎博士によれば、このような審査会制度がとられた理由は、「通常裁判所に出訴することは、其の手続きが煩雑であり且つ多額の訴訟費用を要するに依り、一般被保険者は権利の主張が困難である。それ故に…簡単に且つ迅速に権利の救済を得しめ、尚ほ其の決定を実際の事情に適切にならしめる

(森荘三郎『健康保険法解説』(有斐閣、一九二三年)二一六頁)」ことである。しかし、この理由は今日では行政不服審査制度一般にもあてはまることであり、いまなお一般の不服審査制度とは別に審査会制度が維持されることの理由が別途必要であると思われる。ただ、この点につき詳細に言及した文献はないようである。

(8) ここでは、西ドイツ社会裁判所制度に関して公表された最近の唯一の論稿である清野幾久子「西ドイツ社会裁判所」『明治大学大学院紀要(法学)』二三卷一号(一九八六年)一―三頁に加えて、西ドイツの最近の司法事情全般を詳細に紹介しつつとりわけ社会裁判所に言及する部分の多い木佐茂男『人間の尊厳と司法権』(日本評論社、一九九〇年)を主に参考にした。

(9) ここでは、西ドイツ社会法の概説書として比較的よく引用されているHernar Bley, Sozialrecht, 5. Aufl. (Alfred Metzner 1986) ; Wolfgang Gitter, Sozialrecht, 2. Aufl. (C. H. Beck 1986) を主に参考にした。

(10) 裁判部に該当する原語は地裁としての社会裁判所ではKammerであり、そのほかはSenatである。

(11) 州上級社会裁判所についてはS G G 三一条、連邦社会裁

判所についてはS G G四〇条である。

- (12) Vgl. Meyer-Ladewig, a. a. O. <S. Anm. 2>, S. 47 ff.
- (13) 西ドイツの名譽職裁判官制度全般については、木佐前掲註(8)二七三頁以下を参照されたい。
- (14) S G G一三条ないし二三条。詳細は清野前掲註(8)一三四頁、木佐前掲註(8)二八一頁以下とりわけ二八三頁を参照のこと。
- (15) 清野前掲註(8)一三四頁。
- (16) 清野前掲註(8)一三五頁。
- (17) Vgl. Bley, a. a. O. <S. Anm. 9>, S. 426 ff.; Gitter, a. a. O. <S. Anm. 9>, S. 270.
- (18) 清野前掲註(8)一三五頁。
- (19) さしあたり、清野前掲註(8)一三四頁以下、木佐前掲註(8)三三二頁以下を参照。
- (20) 木佐前掲註(8)三三九頁。
- (21) Vgl. Meyer-Ladewig, a. a. O. <S. Anm. 2>, S. 391 ff.
- (22) BT-Drucks. 4357, S. 27.
- (23) このような動きの背景には一九六〇年代後半の司法改革があると思われる。司法改革については木佐前掲註(8)

一八七頁以下が詳しい。

- (24) 木佐前掲註(8)三三九頁。
- (25) 清野前掲註(8)一三五頁はこれを「原告に好意的な原則」から導き出されるとしている。

第一章 ビスマルク社会保険立法と

ライヒ保険局

第一節 疾病保険法と争訟制度

西ドイツの社会裁判所制度を歴史的にさかのぼってみると、その淵源がビスマルク社会保険立法にあるということがわかる。なぜなら、この社会保険立法において連邦社会裁判所の前身とされるライヒ保険局 (Reichsversicherungsamt・以下RVA) が設立され、かつ今日の名譽職裁判官にあたる労使代表がRVAや仲裁裁判所に配置されていたからである。

ビスマルク社会保険立法は周知のように、一八八三年の「労働者の疾病保険に関する法律(以下KVG)⁽²⁶⁾」、一八八四年の「労働者の災害保険に関する法律(以下UVG)⁽²⁷⁾」および一八八九年の「老齢および廃疾保険に関する法律(以下I AVG)⁽²⁸⁾」の三立

法を総称したものであり、労働者を特定の社会危険から保護する社会保険制度という点で共通の性格を有する。しかし、これらの三立法を社会保険制度から生じる紛争の処理手段という点で比較するならば、その内容からつぎの二つに分けられる。ひとつは既存の裁判制度（通常裁判所や各ラントに存在していた行政裁判所）に紛争の解決を委ねるもので、この方式はKVGが採用していた。いまひとつは既存の裁判制度とは別個に特別の争訟処理制度を創設するものであり、これはUVGとIAVGとが採用していた。

本章では、ほぼ同時期に成立したこれらの社会保険立法が争訟制度についてどのように規定していたかをまず紹介する。その後、なぜKVGでは他のふたつの立法とは異なる争訟制度を採用したのかという点と、なぜUVGとIAVGとが通常の裁判制度は別に特別の争訟制度を設けることにしたのかという点について検討することにした。

さて、一八八三年KVGは独自の争訟制度を設けたUVGやIAVGとは異なり、疾病保険から発生した紛争の処理を既存の裁判制度に委ねるといふ方式を採用していた。一八八二年にライヒ議会へ提出された同法の草案は疾病保険から生じたすべての紛争を各ラントに存在していた行政訴訟手続(Verwaltungs-

streitverfahren)で処理するよう規定したが、ライヒ議会の賛同が得られなかった⁽²⁰⁾。そのため、同法は紛争の類型または性質に応じて、通常裁判所と各ラントの行政裁判所のどちらかに管轄を配分するという方式を採用している。すなわち、一八八三年KVG五七条および五八条によれば、保険給付や拠出金などの保険関係に関する被保険者と疾病金庫(Krankenkasse)疾病保険の保険者)との間の紛争については原則的に通常裁判所が、疾病金庫に対する監督処分に関する紛争については行政裁判所がそれぞれ管轄を有することとされていた⁽²¹⁾。

その後、一八九二年の改正法⁽²²⁾が上述の管轄配分に関するライヒ法の規律をゆるめ、これを各ラントの立法に委ねることにした。そのため、それまでは通常裁判所の管轄であった保険関係に関する争訟についても行政裁判所の管轄とすることが可能となり、プロイセンなどでは疾病保険に関する争訟のほとんどが行政訴訟手続で処理されるようになった。また、疾病金庫相互間で生じる求償(Erstattung)関係の争訟および疾病金庫と他の社会保険担当機関または救済連盟(Armenverband)との間で生じる代位(Ersatz)関係の争訟もこの改正により行政訴訟手続で処理されることになった⁽²³⁾。このようにKVGの争訟規定は一九世紀後半の時点でもまだ行政裁判制度を整備していないラン

トが存在していたことを考慮し、管轄や争訟手続などの詳細な部分を各ラントの立法に委ねていたことがわかる。その結果、同じKVGに関する争訟であっても、管轄を有する裁判所や手続がラントごとに異なり、争訟制度を利用する側にとっては非常にわかりづらいものとなっていたといわれている²⁶⁾。

このような難点をもつKVGの争訟規定ではあったが、これらの規定に基づいてなされた判例は後の法発展に重要な役割を果たしていたと今日でも評価されている²⁶⁾。とりわけ、プロセイの上級行政裁判所 (Oberverwaltungsgericht) の判例は求償²⁶⁾や代位訴訟などにおいてどの保険担当機関ないし疾病金庫が被保険者の具体的な給付請求権につき義務を負うかを判断しているため、保険給付の成否に関する重要な先例群を形成していたといわれている。

第二節 災害保険法とライヒ保険局

ここでは、一八八四年UVGと一八八九年IAVGが労災補償や年金の確定(以下これを裁定≡Bescheidとする)手続とこの裁定に対する争訟手続をどのように規定していたかについて紹介する。

一八八四年UVGは、事業主に対して保険事故の発生を地区行政庁または職業組合が規約で指定した組合の内部機関に書面で届け出ることを義務づけていた(UVG五一条一項)。この届出の後、できるだけ早期のうちに、地区行政庁が保険事故の調査を行い、事故の場所および被災労働者などを特定する。なお、その際には、監督行政官、職業組合の代表者、被災労働者の所属する疾病金庫の理事などが参加することになっている。保業者たる職業組合の理事会は、このようにして確定された事実関係に基づき、災害保険の給付額およびその評価の種類を確定し、これを書面により受給権者に送達するのである(裁定・UVG六一条)。

この裁定は一審判決 (Urteil erster Instanz) と同視され、判決と同じ確定力 (Rechtskraft) を有するとされていた²⁷⁾。そのため、保険給付の請求権を否定する裁定または裁定における給付額や事実の認定などに対する不服には、「上訴 (Berufung)」という文言が用いられ、上訴はUVGに基づいて各職業組合の地区ごとに設立された「仲裁裁判所 (Schiedsgericht)」の審査に服する(UVG六二条以下)。この裁判所の設置は各ラント政府に義務づけられ、国家の裁判所 (staatliches Gericht) と理解されており、いわゆる監督官庁とは別個独立の存在であった。

また、仲裁裁判所は、常任主席裁判官としてのラント官吏および名譽職の陪席裁判官 (ehrenamtlicher Beisitzer) としての労働同数の素人 (Laien) により構成されていた。⁽⁸⁾

この仲裁裁判所の決定になお不服がある場合には、ベルリンに所在地を有する R V A が再審査 (Rekurs) を行うことになつて来た (U V G 六三条以下)。この R V A での再審査は法律問題に限らず、事実問題についても審理判断し、その結果なされた R V A の再審査決定に対しては不服を申し立てることはできない。⁽⁹⁾ R V A にはこれに加えて災害保険担当機関である職業組合に対する監督権限と U V G が R V A に委ねた規範設定権限が付与されていたため、R V A は災害保険に関する保険官庁 (Versicherungsbehörde) であると同時に最高の裁判機関をも兼ねていたことになる。これらの権能の相互関係については後述することとして、つぎに R V A の人的構成について紹介することにしよう。

R V A は、内務省などのいわゆる省庁組織から独立した、ドイツで最初のライヒ官庁であつた。R V A は局長を含めた最低限三名の常任構成員および八名の非常任構成員からなり、局長と常任構成員については連邦参事院 (Bundesrat) の推薦に基づきドイツ皇帝により終身で任命される。また、非常任構成員の

うちの四名は連邦参事院の中から選出され、残りは R V A が規定した選出規定に基づき保険の対象たる労働者およびその使用者の代表から選出されることになつて来た。⁽¹⁰⁾ ここでもまた、先の仲裁裁判所と同様、素人としての労働の利益代表者が参与していたことが理解される。

このような「保険担当機関による裁定」——仲裁裁判所への上訴——R V A への再審査」という争訟手続は、一八八九年 I A V G においても採用されている。同法は保険担当機関であるラント社会保険庁 (Landesversicherungsanstalt) の裁定に対する上訴の審査機関として仲裁裁判所、仲裁裁判所の決定に対する上告 (Revision) の審査機関として R V A をそれぞれ規定している。ただ、I A V G と U V G の相違点は、後者の再審査 (Rekurs) が事実審理をも行うのに対して前者の上告 (Revision) での審査が法律問題に限られるという点であつた。⁽¹¹⁾

その結果、仲裁裁判所の中でも災害保険専門のものと同齢疾病保険専門のものが生じ、さらに R V A の内部でも審査の範囲が異なることから専門部が分けられ、その構成も異なることになつた。その後、一九〇〇年の U V G 改正法がこれらの争訟機関と手続の規定を統一し、従来の仲裁裁判所という名称を「労働者保険仲裁裁判所 (Schiedsgerichte für Arbeiterversiche-

ting)に変更した⁽⁴²⁾。さらに、これらの労働者保険の争訟制度の統一化に伴い、裁判所形式に形成された争訟手続が皇帝命令の形式で同年に制定されている⁽⁴³⁾。

第三節 特別の争訟制度が設置された要因

ここでは本章のまとめとして、一九世紀後半に成立した三つの社会保険立法のうちなぜUVGとI AV Gが専門の争訟制度を設置したのかという点について検討することにした。わが国では一般に、KVG、UVGおよびI AV Gについて、これらの立法にビスマルクの政治的な意図が介在していたということや三立法のいずれも労働者を対象とした社会保険制度であるという理解から、その異同を意識しにくかったと思われる。

しかし、これらの三立法を社会保険制度から生じる紛争処理制度という点からみれば、同じビスマルク社会保険立法といっても相当に異なった内容を有していたことが理解される。では、このような違いはどのようなことに起因しているのであろうか。ここでは、ビスマルク三社会保険立法の中で唯一争訟制度を異にするKVGがなぜ既存の裁判制度の利用したのかという点から、この疑問を説明することにしよう。

KVGは確かに全国的な保険強制の導入、労使双方の拠出および保険運営における労使双方の参加すなわち自主運営(*Selbstverwaltung*)制度の採用という点で、UVGやI AV Gと同じ内容を有する⁽⁴⁴⁾。なぜなら、KVGがUVGを補完する制度として位置づけられ、その成立時における同法の趣旨目的もUVGと同じであったからである⁽⁴⁵⁾。しかし、KVGを保険者組織の構成という点からみれば、他の二立法とりわけUVGと決定的に異なっていることがわかる。このことは、KVGとUVGの対象とする強制被保険者の人的範囲が立法当初完全に一致していたのにもかかわらず、両法の保険者がまったく別の団体として組織されていたことから明らかであると思われる⁽⁴⁶⁾。

このようにKVGとUVGの保険者組織がまったく異なったものとなったのは、両法の成立以前に存在していた旧制度の違いと立法時の事情による。そして、これをKVGについてみれば、つぎのようになる。すなわち、一八四五年の営業法(*Gewerbordnung*)以降プロイセンを中心とする各ラントで発展してきた旧金庫制度がKVG立法の時点で相当程度普及し、KVGでそれを継承するのが可能な状態にあった⁽⁴⁷⁾。また、KVGがUVGを補完する制度として提案され、それをUVGのようにまったく新しいものとして創設する余裕が当時のライヒ政府に

なかつたともいわれている⁽⁴⁸⁾。その結果、KVGは保険者組織の構成に限らず、保険者の保険運営の監督や争訟の処理制度をもなるべく旧来の金庫制度のものを生かすことにしたといわれている。

これに対し、UVGに関しては、その前提が一八七一年の雇主賠償責任法と同法に基づく事業主の責任を保険した民事保険会社であつたため、KVGにおける旧金庫制度のような組織は存在していない。また、後述するように、ビスマルクがUVGの保険運営について政府管掌型の制度を提案し、この提案を出発点としてUVGの保険者組織が議論されたという立法事情が存在している。そのため、UVGは保険者組織の構成に限らず、保険者の保険運営を監督する機関やそこから生じる紛争の処理機関をも旧来の行政官庁および裁判制度とは異なるものとしたのである。

結局、KVGとUVGに関しては、ふたつの立法のそれぞれが保険者組織等について既存の制度を継承しえたか否かが争訟制度の選択についての重要な要素であつたといふことができる。ただ、UVGに関しては、保険者組織を旧来のものとは別に形成したとしてもなおこれらの保険者の監督や争訟処理を既存の行政官庁や裁判所の管轄にすることは可能であつたとの疑問は

残ると思われる。そのため、UVGの立法にあたって、保険者組織と監督・争訟機関との問題がどのようにとりあつかわれてきたのかを、ビスマルクとそれに対抗したライヒ議會多数派の議論から探ってみることにしよう。

UVGの立法過程を詳細に紹介したわが国の論稿によれば、労災補償に関して不完全な制度であつた一九七一年の雇主賠償責任法を改め、それに代わるものとして社会保険制度による労災補償制度を創設するという点で、ライヒ政府と議會多数派の間には一応の合意が存在していたといわれている⁽⁵⁰⁾。しかし、同法の審議はスムーズに進展せず、なかなか成立にいたらなかつた。というのは、ビスマルクが災害保険制度を国家扶助的な制度と理解し、保険運営や財源に関し国家統制的な色彩の強い提案を行っていたからである⁽⁵¹⁾。

とりわけ、ライヒ政府提出のUVG第一次法案でなされた、災害保険制度の保険者として私保険を排除し、ライヒ保険庁(Reichsversicherungsanstalt)を唯一の保険者とするという提案は、ライヒ議會各派のつぎのような批判をあげていた。すなわち、中央党はライヒ保険庁の保険独占は連邦分立主義に反すると主張し、国民自由党は災害保険制度を雇主の責任保険と理解することから私保険への保険引受を主張していた⁽⁵²⁾。

その後、災害保険制度の運営をめぐる議論は、私保険の排除と連邦分立主義に基づいた、ライヒ保険庁の保険独占の排除方向へと進んでいき、最終的には自主運営を有する公的な共済組合組織である職業組合を保険者としたことになった。⁽⁵³⁾ また、これに加えて、保険運営における官僚主義を排除しかつ工業資本家側の意に沿う保険運営の可能性を開くため、ライヒ政府はその監督官庁であるRVAの規律権限を抑制するよう努めていた。⁽⁵⁴⁾ 結局、このような過程の中で、ビスマルクの固執したライヒによる国家扶助的な要素の導入は監督・争訟機関としてのRVAの設置という矮小化されたかたちで残されていくことになったのである。

このようなUVGの立法過程から、ライヒの保険監督機関としてのRVAがビスマルクの意向とライヒ議會多数派との間の妥協の産物であったことがわかる。そして、このことはRVAや仲裁裁判所の有するつぎのような特徴に反映されている。例えば、純粹な裁判機関である仲裁裁判所の上級審級として監督官庁をも兼ねたRVAを設置し、これにUVGの最終的な法令解釈権を委ねた点はライヒの統一的かつ集権的な保険制度をめざしたビスマルクの意向に沿うといえる。⁽⁵⁵⁾ 他方、仲裁裁判所やRVAに労使双方の代表者という素人を配置している

点は自主運営を保険運営の原則として求めた産業界の意向に沿ったものといえるのである。⁽⁵⁶⁾

結局、ビスマルク社会保険立法のうちでもUVGが専門の争訟制度を設けたのは、前提となる組織が存在していない災害保険制度にビスマルクが国家扶助的な要素を求め、それが大きく修正された結果であることができる。このことは、UVGにより既存の裁判制度と異なる争訟制度が設立されたといっても、そこに立法者の予定した争訟手続上の法原則が明確に表示されていなかったことから明らかであろう。それゆえ、社会保険争訟に固有な法原則の定立はその後の法発展に委ねられ、つぎの章で紹介するようにRVAがそれに大きな役割を果たすことになるのである。

- (26) Gesetz betr. die Krankenversicherung der Arbeiter vom 15. Juni 1883, RGBl. S. 73.
- (27) Gesetz betr. die Unfallversicherung der Arbeiter vom 6. Juni 1884, RGBl. S. 97.
- (28) Gesetz betr. die Invaliditäts- und Altersversicherung vom 22. Juni 1889, RGBl. S. 97.
- (29) Ernst Knoll, Die Entwicklung der Gerichtsbarkeit

- des Reichs bei Sozialleistungen, in : Helmut R. Külz (hrsg.), Staatsbürger und Staatsgewalt Bd. 1., <C. F. Müller, 1963>, S. 87ff., 92 ; Bogs, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 4.
- (38) Bogs, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 4 f. ; Knoll, a. a. O. <s. Anm. 29>, S. 92 f.
- (39) Novelle vom 10. April 1892, RGBI S. 417.
- (40) Beller, Die Anwendung des Verwaltungsstreitverfahrens im Krankenversicherungsgesetz vom 10. April 1892, VerwArch 1893 S. 266 ff. ; Joseph Schneider, Die Entwicklung des Rechtsschutzes in der Sozialversicherung, in : Hans Constantin Paulssen et al. (hrsg.), Sozialpolitik, Arbeits- und Sozialrecht, <Forkel-Verlag, 1956>, S. 329.
- (41) Beller, a. a. O. <s. Anm. 32>, S. 231 ff. ; Knoll, a. a. O., <s. Anm. 29>, S. 93.
- (42) Eckart Reidgeld, 75 Jahre Reichsversicherungsordnung, SozSich 1986 S. 327 ff., S. 329 ; Seidel, Die Reichsversicherungsordnung, in : Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik Bd. 32 <1911>, S. 72 ff., S. 76.
- (43) Bogs, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 5 ; Knoll, a. a. O. <s. Anm. 29>, S. 92 ; Walter Bogs, 80 Jahre Sozialrechtspflege-10 Jahre Sozialgerichtsbarkeit, DVBl 1964 S. 1.
- (44) Vgl. Die Zusammenstellung in Kurzausgabe der Entscheidungen des Preuß. OVG Gruppe 6 Bd. 2.
- (45) Knoll, a. a. O. <s. Anm. 29>, S. 94.
- (46) Bogs, a. a. O. <s. Anm. 35>, S. 5.
- (47) Vgl. Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 18 f.
- (48) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 9 ff.
- (49) Vgl. Bogs, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 6. なお、UVGの再審査はその後一九一一年RVOでも残され、RVAは災害保険法に關してのみ事実審理を行うことができた。その後、一九五三年SGGはこの再審査を廃止し、連邦社会裁判所は災害保険についても法律審のみを行うことになった。
- (50) Bogs, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 6 ; Knoll, a. a. O. <s.

Ann. 29), S. 95.

(43) Verordnung vom 22. November 1900, RGBl. S. 1017.

なお、Schneider, a. a. O. (s. Ann. 32), S. 329によれば、この時点でこのような仲裁裁判所が全国で一二〇もあつたといわれている。

(44) Vgl. Horst Peters, Die Geschichte der sozialen

Versicherung 3. Aufl., (Asgard-Verlag, 1978), S. 49 ff. ;

Friedrich Kleeis, Die Geschichte der sozialen Versicherung in Deutschland, (Arbeiter-Versorgung, 1928), S. 95 ff.

(45) 倉田聡「ドイツ疾病保険制度の形成と発展(上)」『北大

法学論集』四〇巻三号(一九九〇年)七四三頁、七八四頁参照。

(46) Vgl. Reigel, a. a. O. (s. Ann. 34), S. 328. なお、UVGとKVGとの被保険者の範囲については、倉田聡

「ドイツ疾病保険制度の形成と発展(下)」『北大法学論集』

四〇巻四号(一九九〇年)九四七頁、九五三頁を参照。

(47) 倉田前掲註(45)七七四頁以下。

(48) 倉田前掲註(45)七八五頁。

(49) 提案の具体的な内容に関しては、箸方幹逸「雇主賠償責

任法から災害保険立法へ——ヒスマルク社会保険成立過程の一局面」生命保険研究所『所報』六号(一九五九年)五六三頁、五七七頁以下を参照。

(50) 箸方前掲註(49)五七九頁。

(51) 箸方前掲註(49)五八一頁。

(52) ライヒ議会各派の論陣については、箸方前掲註(49)五八二頁以下を参照。

(53) 箸方前掲註(49)五八九頁以下。

(54) 箸方前掲註(49)五九二頁以下。

(55) Vgl. Christmann / Schönholz, a. a. O. (s. Ann. 6), S. 5 ff.

(56) 箸方前掲註(49)六〇〇頁参照。なお、このことを裏づけるものとして、UVG第三法案におけるRVAのつぎのような趣旨説明がある。「職業組合の運営(Verwaltung)に関しては、ラント国家またはライヒの機関による運営と同じく、一定の監督がないと問題を生じる。なぜなら、職業組合は重要な社会的義務(soziale Pflichten)を委ねられており、その適正な(ordnungsgemäß)履践にはライヒが重大な公益(öffentliches Interesse)を有しているからである。これに対し、法案はその逆に、ここでもまた官庁

による介入を絶対的に必要な範囲に限定するよう努力している。災害保険における費用の公平な負担が問題となっていたり、職業組合における公平さの顧慮に異義を唱える少数者の多数者からの保護が問題になっているような場合にも、新たに設立される官庁である「RVA」の、職業組合の決定に対する承認(Genehmigung)が予定されている。しかし、この場合、連邦参事院からの常任構成員のほかに職業組合の代表者および保険の対象となる労働者によつて構成されるこの官庁の組織が自主運営の性格に対応し、監督権限の官僚による一方的な行使からの必要な保護を確保しているのであるから、職業組合の自主運営に対する官庁の干渉はさほど強烈なものとは認められないこととなろう」というのである。この叙述から、一八八四年UVGは、官庁による保険運営のコントロールを認めてはいるものの、作用法の側面では官庁の高権的手段による介入を極力制限し、組織法の側面では素人的存在を組み込むことによつて、自主運営原則を貫徹させようとしていたことが理解される。

第二章 社会裁判制度の整備とその体系化

第一節 ライヒ保険局における裁判組織の整備

一八八四年のUVGおよび一八八九年のI AVGは、前章で述べたように、争訟権限のほかに監督と規範設定に関する権限をRVAに付与している。そのため、RVAはあらゆる面で両法に関する最終的な解釈権限を行使することができた。すなわち、RVAは一部の例外を除き職業組合やラント社会保険庁といった保険者に対し直接監督を行い、また仲裁裁判所の判決に対する被保険者の不服を再審査することができたのである。しかし、性質の異なるこれらの権限相互間の関係は、RVAがまったく部局をもたない単一の合議制官庁(Kollegialbehörde)として設立されたことから理解されるように立法時にはそれほど意識されていなかった。

このことは、プロイセンの伝統的な官庁組織が合議制、審級制、当事者の聴聞手続さらには名誉職の関与といった裁判所的な構成をとっていたことに影響されたと説明されている。しかし、プロイセンではすでに一九世紀初頭のシュタイン＝ハルデンベルクの行政改革以来地方官庁組織に関してはいわゆる活動

行政と行政裁判との分離が不十分ながらも進められていたこと、仲裁裁判所に裁判所としての性格が明確であったことなどを考慮すれば、官庁組織に関するプロイセン的伝統の存在のみが争訟事務と監督事務との関係を不明確のまま残したことの理由にはなりえないと思われる。

ただ、UVGの立法時に、RVAの監督権限の範囲が純粹な法的監督(veine Rechtsaufsicht)に限定されていたことを考えあわせれば、監督事務と争訟事務の異同が意識されなかったことと自体それほど不自然なことではないようである。なぜなら、監督が純粹な法的監督に限られると、その範囲は専ら適法性審査に限定され、いわゆる活動行政に固有な裁量や合目的性の問題(Ernstens- und Zweckmäßigkeitfragen)に及ばないと理解されていたからである。その結果、監督事務と争訟事務の内容や性質はあまり変わらないことになり、監督作用そのものが行政裁判と区別されにくくなるのである。⁽⁶²⁾

ともあれ、設立当初のRVAは社会保険に関する多様な権限を有していたにもかかわらず、その事務の異同があまり意識されていなかったために内部組織の編成や事務配分に関してほぼ白紙に近い状態にあったといえる。このような状況の下、紛争処理事務はUVGの再審査およびIAVGの上告の件数が少な

かったこともあって、一八九〇年頃まではその他の行政事務と同様の合議により処理されていた。⁽⁶³⁾そのため、RVAの初期の記録によれば、仲裁裁判所の判決に対する再審査決定は通常の合議制による決定手続の特殊なものとして理解されていたようである。

しかし、後になってこれらの争訟事件が増加するに伴い、争訟専門の特別な部局の必要性が認識されるようになった。このような状況を受けて制定されたのが前章で紹介した一九〇〇年一〇月一九日の皇帝命令であり、この命令によりSenatという名称の部局が設置されることになった。このSenatはUVGおよびIAVGを所管する各部局に個別に設置されたものの、両部局相互の合議は存在しなかった。ただ、仲裁裁判所からあがってくる再審査請求に「原則的な法律問題」が存在する場合には、通常の裁判部構成員に特別の構成員を加えた「増強裁判部(Verstärkte Senat・UVG)」と「拡張裁判部(Erweiterten Senat・IAVG)」とがそれぞれ設置されることになっていた。⁽⁶⁴⁾

このように、RVAでは今世紀初頭の時点で内部的にはあったけれども、争訟事務専門の部局と他の行政部局とが区別され、次第に分離されていった。また、これに伴い、処理される事務内容の違いがRVAの内部で意識されるようになり、争

訟事務の統一のかつ迅速な処理の必要から徐々に再審査および上告に関する手続規定を整備していくようになる。つぎに、RVAが社会保険争訟に関する手続原則をどのようにして形成していったかをみていくことにしよう。

第二節 争訟手続の整備と手続上の諸原則

争訟処理部局を通常の行政部局から分離させた一九〇〇年の皇帝命令は、争訟とりわけUVGの再審査およびIAVGの上告に関する手続規定をも包摂していた。しかし、この皇帝命令は社会保険法という未発達な法分野の手続法としては不十分な内容であった。そのため、RVAは立法の不備をおぎなうべく、社会保険法にかかる争訟手続法を具体的な事件の解決において判例法の形式で形成していったのである。その際、RVAが主に参考にしたのは、各ラントに存在していた行政裁判所に関する規定、他のライヒ法に存在する行政裁判手続に関する規定⁽⁶⁷⁾および営業裁判所に関する規定であった。

しかしながら、これらの行政裁判に関する規定は各種の訴訟手続に一律に参照されたわけではなかった。なぜなら、RVAが社会保険に関する紛争をいわゆる裁判手続(Beschluss-

verfahren)と審決手続(Spruchverfahren)とに分け、後者を民事訴訟に類似したものとして取り扱っていたからである。ふたつの手続の違いは管轄の違いであり、前者はRVAの監督命令に対する保険者の不服などを対象にしている。これに対し、後者は、職業組合やラント社会保険庁の給付裁定に関する被保険者の不服すなわち仲裁裁判所の判決に対する再審査または上告を対象にしている。

RVAが争訟手続を二つに分けたのは、後者の審決手続につきのような性質を見い出したからである。すなわち、職業組合の給付裁定にかかる争訟では、「個人(Personlich)請求権の実現」が問題になっており、これを給付の申請者と請求を受けた保険担当機関の双方からみれば、いわゆる私法上の請求権をめぐる紛争と非常に類似したものであるということなのである。それゆえ、社会保険給付が問題となる審決手続は、「少なくとも上訴(Berufung)の段階からその大部分が当然のことながら(natürlich)民事訴訟的な手続で」実施されることになる⁽⁶⁸⁾と説明されていた。

また、裁判手続と審決手続の分離は、職業組合やラント社会保険庁に対する監督権の範囲についてのRVAの解釈とも密接に関係している。本章の冒頭で述べたように、RVAの監督は

当初は純粋な法的監督とされ、その範囲は裁量や合目的性の問題に及ばないと理解されていた。しかし、RVAはその設立時からすでに、社会保険の制度運営には国家的または公共的な利益が存在しそれが危険にさらされることのないように保険運営を監督するのがRVAであるとの認識から、自らの監督権の範囲を拡張的に解していた。⁽¹⁶⁾ その結果、RVAの監督には場合によっては裁量や合目的な視点が考慮されるようになり、この点の違いから徐々に監督作用と再審査や上告などの争訟作用とが区別されるようになった。つぎに、いわゆる裁決手続とは異なつたものとして認識された審決手続の内容がどのようなものであつたかをみていくことにしよう。

RVAは先にも述べたように、審決手続が個人の請求権の問題を取り扱うことからこれを民事裁判に類似した手続と理解していた。しかし、このような理解は決して、審決手続を通常の民事訴訟手続と同視するという結果を生じさせなかつた。なぜなら、UVGがつぎのような欠点を有する一八七一年の雇主賠償責任法の反省から成立したからである。⁽¹⁷⁾ すなわち、同法は使用者の民事賠償責任を強化することで労災補償給付を実施しようとしたものの、その補償給付を実現するための民事裁判が訴訟遅延や立証責任などの問題から給付の実現を著しく阻害して

いたのである。それゆえ、このような反省のうえで成立したUVGの審決手続は補償給付請求権を实效あらしめるものにするという観点から、当事者訴訟の構造に職権主義をプラスするという特殊な手続原則を採用したのである。

このことは、本稿で参考にした文献の多くが指摘するように、今世紀初頭の時点で現行のSGGにみられる手続原則のほとんどが創出されたことから容易に理解されうる。⁽¹⁸⁾ すなわち、職権主義、裁判官の配慮義務、証拠調べにおける「一応の証明」、申立ての趣旨の善解などである。これらの諸原則が今世紀初頭の時点で出現したこと自体驚くべきことであるが、これらのほぼ全部がSGGの立法時にも明確に言及されたことから明らかにかなように、以後のドイツ社会裁判の根本理念になつていったのである。以下、順にこれらの原則の背景にある考え方について、解説することにしてしよう。

まず、職権主義(Offizialbetrieb)であるが、これは審決手続に民事訴訟類似の構造を採用していたこととの関係でつぎのように説明されている。確かに審決手続は民事訴訟に類似した性格をもつと考えられるけれども、国家は被保険者への「公法上の扶助(öffentliche Fürsorge)」の実現に「社会政策上の利益(sozialpolitische Interessen)」を有している。そのため、RV

Aは、当該扶助が確実に実施されるよう、裁判官としての立場を越えてその真実の究明に努力しなければならぬのである。とりわけ、給付を受けるべき労働者に対しては裁判に関する法的な知見や習熟の欠如が予見されねばならないのであるから、RVAはこの点に関しより敏感でなければならぬ。

職権主義の採用にかかるとこのような考え方から、職権による実体的真実の追求（現在でいうところの配慮義務）原則や申立てに対する趣旨の善解という原則が登場してくることになる。

前者は、「社会保険給付請求権の確定に国家が先に述べた「社会政策上の利益」を有することから、真実の追求が民事訴訟のレベルを越えて求められることを理由としていた。¹⁴⁾ それゆえ、RVAは、審決手続での積明権について、民事訴訟における裁判所のそれよりも拡張的に行使しようと理解していたのである。

また、後者は、RVAが民事訴訟という当事者処分権主義の厳格な適用は「社会保険立法の基本思想に一致しない」として、申立ての趣旨を広く理解することによって徐々に原則とされていったといわれている。¹⁵⁾

ここまでみてきたように、RVAによる審決手続の形成は、その構造が民事訴訟に類似しているとしながらも、職権主義を強く導入することによって、民事訴訟とも通常の行政裁判とも

違った手続を生み出したということがわかる。つきに、このようなRVAの活動を受けて成立した一九一一年のライヒ保険法の内容について、紹介していくことにしよう。

第三節 ライヒ保険法による社会裁判の体系化

ここまで紹介してきたように、一九〇〇年の皇帝命令やRVAの判例法は今世紀初頭の時点で組織および手続の両面から社会保険に関する争訟制度を徐々に整備してきた。ここでは、このような社会裁判制度の整備を受けて一九一一年に成立したライヒ保険法（以下RVO）¹⁶⁾がどのような内容を有していたかをみていくわけであるが、この点にふれる前にまずRVOが成立した背景について簡単に紹介することにしよう。¹⁷⁾

ビスマルク社会保険立法が異なった保険者組織を有する三種類の社会保険法からなっていることは、すでに前章で述べたとおりである。これらの社会保険立法は「労働者」という共通の人的適用範囲を有していたにもかかわらず、個別に立法されたために異なった保険者組織を有することになった。そのため、全体としては三種類の組織と手続が不統一のまま錯綜し、受給者側からみれば非常に利用しづらいものとなっていた。

また、既存の共済金庫制度をそのまま保険者組織の面で継承したKVGでは、小規模零細金庫の存在や各ラントごと異なる監督官庁組織や争訟手続が適正な保険給付の確保を困難にしており、この点での改善も同時に強く求められていた。このような状況を改善するために立法されたのが一九一一年のRVOであり、同法は三種類の社会保険立法を体系的に整理し、ひとつの法典にまとめている。とりわけ、RVOは疾病、災害および老齢廃疾の各保険制度に共通な部分として監督官庁組織や争訟手続をとりあげ、それまでRVAで蓄積されてきた経験をいかにしながらその体系化を試みている。

RVOはまず、これまでUVGやIAVGと異なった監督および争訟手続を採用していたKVGについても、RVAを頂点とした三階層の保険局 (Versicherungsamt) の管轄にしている⁽⁸⁷⁾。この結果、RVAは実質的に、疾病、災害および、老齢廃疾改め年金の全社会保険について管轄を有するライヒの最上級行政庁になった。これと同時に、従来、災害と老齢廃疾の二社会保険の紛争につき管轄を有していた「仲裁裁判所」は全廃され、各ラントに上級保険局 (Oberversicherungsamt) とその下級行政庁である保険局とが設置されている⁽⁸⁸⁾。

この「RVA——上級保険局——保険局」という三層構造

の行政庁はRVAの下ですべての社会保険制度に対する監督および争訟権限を有し、後者の争訟権限はさらに裁決権限と審決権限とに区別されている⁽⁸⁹⁾。RVAを頂点とする保険局はいずれも裁決手続を行う部局と審決手続を行う部局を有し、それぞれ三審制で紛争の処理を行うことになった。ただ、本解説で参照した文献の中には、このことを、国家の裁判所とされていた仲裁裁判所を廃止し、仲裁裁判所の紛争処理権限を保険局という行政官庁組織に組み込んだことから、権力分立原則という点で一步後退したと評価しているものがある⁽⁹⁰⁾。

ここで、RVOの下におけるRVAの国法上の地位について、みていくことにしよう。一九一一年のRVO八三および八四条によれば、RVAは社会保険の「最上級の審決、裁決および監督官庁 (oberste Spruch, Beschluß und Aufsichtsbehörde)」であるが、最上級のライヒ官庁ではなかった。なぜなら、RVAは法制上ライヒ宰相 (その後ライヒ労働省に移管) の指揮監督に服しているからである⁽⁹¹⁾。ただ、RVOは法律が別段の定めをおかない限りで、RVAの決定を終局的なものとしているため、実際は独立した特別の最上級行政庁として活動することができた。

つぎに、裁決・審決活動を行うRVAの部局構成について、

みていくことにしよう。RVOはRVAの争訟処理手続を裁決と審決の二つに分離し、これらの取り扱いをそれぞれの異なった部 (Senat) にふり分けていた。⁽⁵⁵⁾ 審決部はそれまでと同様に、保険給付に関する事案を専門的に審理判断し、この部は一名の部長、連邦参事院により選出された一名の非常任構成員、一名の常任構成員、通常裁判所との兼職になつてゐる二名の裁判官および各一名ずつの労働者と被用者からの代表で構成されてゐた。これに対し、裁決部は抛出金や償還および代位関係の事案を専門的に審理判断し、その構成は兼職裁判官が関与しないという点を除き審決部と同じであつた。

一九一一年制定のRVOは、裁決部と審決部を明確に区分したという点で従来のRVAの機構を踏襲しているが、必要な場合にこれらの裁決部と審決部および三つの社会保険部門を越えて開催される「大法廷 (Großer Senat)」を新たに規定したという点で従来のそれとは異なつてゐる。⁽⁵⁶⁾ この大法廷は原則的な法律問題が発生した場合にのみ開催され、以後各社会保険に共通な法律問題についての判例統一に資することになる。

最後に、裁決および審決手続における原則であるが、これは前項で紹介したもののほとんどが明文で規定されることになり、これらの多くが従前のRVAの判例法に一致してゐた。なお、

口頭弁論については、保険局および上級保険局においてなされる予備決定 (Vorentscheidung) や短縮手続により、これを經ないでなされる手続が新たに規定されている。⁽⁵⁷⁾ また、現行のSGG一九二条に規定されている訴訟費用免除規定は、この時点で法律上明確に規定されている (RVO一八〇二条)。

(57) UVG九二条は、各ラント政府が必要と認める限りで、ラント保険局 (Landesversicherungsamt) の設置を認めていた。このラント保険局は、設置されたラント内にある保険者の監督を司ることになつてゐた。

(58) Christmann / Schönholz, a. a. O. (s. Anm. 6), S. 6.
 (59) 一九世紀初頭のシュタイン・ハルデンベルクによる行政改革の背景とその具体的内容に関してはとりわけ、宮崎良夫「『法治国』理念と現実 (二)」『社会科学研究』二六巻一号 (一九七四年) 一頁以下が詳しい。

(60) 人見剛「ワイマール期行政裁判制度論」『東京都立大学法学会雑誌』二八巻一号 (一九八七年) 二三七頁、二五九頁参照。

(19) Christmann / Schönholz, a. a. O. (s. Anm. 6), S. 17

註

- (62) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 20 f.
- (63) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 13 f.
- (64) 前掲註 (43) 掲記の命令。
- (65) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 14 ; Knoll, a. a. O. <s. Anm. 29>, S. 95.
- (66) 々の例として、よむむち連邦巨額度 (Bundesamt für Heimatwesen) の手続な Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 22 f. に著ちふれしる。
- (67) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 22.
- (68) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 22.
- (69) Vgl. Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 18.
- (70) Vgl. Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 21. なお、この点に関しては、管方前掲註 (49) 五六八頁以下が詳細に一八七一年雇主賠償責任法の運用状況を紹介している。
- (71) 清野前掲註 (∞) 一三二頁。
- (72) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 23.
- (73) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 23.
- (74) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 23.
- (75) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 24.
- (76) Reichsversicherungsordnung vom 19. Juli 1911, RGBl S. 509.
- (77) 一九一一年 RVO 成立の概略については、倉田前掲註 (46) 九五六頁以下を参照。
- (78) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 29 ff. ; Bogs, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 8 f. ; Knoll, a. a. O. <s. Anm. 29>, S. 96 f. ; Schneider, a. a. O. <s. Anm. 32>, S. 331 ff.
- (79) ただ注意しなければならないのは、この時点でもなお年金等に関する保険者 (職業組合またはラント社会保険庁) の裁定は第一審判決と同様と理解され、それに対する不服は二審相当の上級保険局に係属するといふことである。それゆえ、最下級審の保険局が一審として所管するのは、専ら疾病保険の給付裁定に関する争訟といふことになる。
- (80) Schneider, a. a. O. <s. Anm. 32>, S. 332. はこの点をとらえて当時のプロイセン下級行政裁判所としての県参事会 (Bezirksausschuss) と郡参事会 (Kreisausschuss) に似しるると評価ししる。

(18) 清野前掲註(∞) 一三七頁。Vgl. Bogs, a. a. O. < s. Ann. 6), S. 8 f.

(28) Bogs, a. a. O. < s. Ann. 6), S. 11 ff.

(33) Christmann / Schönholz, a. a. O. < s. Ann. 6), S. 30 f. ; Bogs, a. a. O. < s. Ann. 6), S. 13 ff.

(34) Christmann / Schönholz, a. a. O. < s. Ann. 6), S. 31 ;

Bogs, a. a. O. < s. Ann. 6), S. 16.

(52) Christmann / Schönholz, a. a. O. < s. Ann. 6), S. 31 ;

Bogs, a. a. O. < s. Ann. 6), S. 14 f.

第三章 ボン基本法と社会裁判権の確立

第一節 ワイマール期以後の発展

RVOにより体系化された社会裁判制度は、ワイマール共和制からナチス政権期にかけてその管轄の拡大と手続の簡素化というふたつの面で著しい発展をとげることになる。ここでは、まずこの発展の経過を概観した後、RVOによる社会裁判制度がどのようにして裁判権へと転換されていったかを紹介する。

RVAと上級保険局は、ワイマール共和制期に成立したつぎの社会立法の争訟機関をも兼ねることになった。その社会立法とはすなわち、一九一一年一月成立の職員保険法⁽⁸⁶⁾、一九二〇年成立のライヒ援護法⁽⁸⁷⁾、一九二三年成立のライヒ鉱山労働者組合法⁽⁸⁸⁾、一九二七年の職業紹介・失業保険法のことである。これらの社会立法は給付の確定に関する争訟を上級保険局の管轄としたり、特別の争訟機関の長を上級保険局長やRVA局長と兼務させるというかたちで、争訟事務をRVAと上級保険局に委ねていた。

その結果、一九二〇年代後半は、現行法にみられる専門部のほぼ全部がRVAに設置されるに至った。しかし、RVAに多くの専門部が形成されたことにより、すでに増加傾向にあった争訟事務が急増することになった。ここでは、RVOが争訟事務の増大に対処するために設けた規定を紹介することにしよう。一九一一年のRVOは、当初から争訟費用の無償と代理人強制の欠如からくるRVAの争訟事務の増加を予測していた⁽⁸⁹⁾。そのため、RVOは、特定の事件に関しての上訴を制限する規定や簡略な手続の規定(一一七―一三條)を有していた。

また、法律解釈の統一性を確保しました同一事件の繰り返しを禁止するという趣旨から、RVAがすでになした「原則的意義

を有する判断 (Grundsätzliche Entscheidung) には、当事者以外の者をも拘束する「拡張的拘束力 (Erweiterte Bindungswirkung)」が付与されている (RVO 一七・一六条)。そのため、原則的意義を有する法律問題に関する RVA の判例はその判断が公示された時点で一般処分とほぼ同一の効力を有することになった。⁽⁹²⁾

その後、拡張的拘束力を伴った「原則的意義を有する判断」の可能性はさらに広がった。なぜなら、一九二八年の RVO 改正法が、RVA の「原則的意義を有する判断」が可能の場合として、「解釈がまだ確定していない原則的意義を有する法律上の規定に関しては……それが個別の裁判の動機になりえなくとも……原則的意義のある判断がなされる」としたからである。⁽⁹³⁾

そのため、RVA は実務とりわけ保険局や上級保険局に対して予防的な指示を与える機会をさらに獲得したといわれている。

その後、一九三三年にナチス政権が成立し、社会保険立法をいわゆる「指導者原理 (Führerprinzip)」に即した形態に変更するための措置がつきつきにとられるようになった。⁽⁹⁴⁾ここでは、その改革のすべてに言及することは不可能なので、裁判および審決手続に関する改正についてのみ紹介する。ナチス政権は細分化されていた社会保険およびその関連諸制度の統一簡素化に

より平等かつ簡易な国家扶助制度の確立を目指していたため、社会保険における根本原則であった自主運営原則は統一化を阻害する要因と理解されるようになった。⁽⁹⁵⁾そのため、保険者組織内における自主運営はすべて廃止され、その代わりに保険者の代表管理者としての長 (Laien) を各保険者団体においた。この改革に伴い、RVA をはじめとする各保険局への労働者および使用者の代表制度は廃止され、裁判および審決手続への素人参加も廃止された。⁽⁹⁶⁾

争訟手続の面に関しては、ナチス政権による行政裁判所制度の改革と同様に、合議制に基づく決定を極力排除するという趣旨から各部署長の決定権限が増大させられ、各部署長の裁量に基づく口頭弁論の省略および上訴制限の制度が新たに導入されることになった。⁽⁹⁸⁾そのため、RVA をはじめとする保険局の裁判・審決手続は次第に裁判としての実質を喪失していった。また、先に述べた保険者組織内の自主運営の廃止は監督官庁である保険局の保険運営介入の余地を増大させたため、保険局の事務の比重も争訟事務よりも監督事務の方へと次第に傾いていくことになった。⁽⁹⁹⁾

第二節 統一社会保険構想と社会裁判所法

第二次世界大戦の終結後、ドイツを占領した連合国軍は占領政策の一環として、RVAをはじめとするライヒ中央官庁の解散とその活動停止を命令した。そのため、RVOなどに規定された裁決および審決手続の最上級機関が欠けるという状態が発生した。⁽¹⁰⁾

他方、分割占領下の各ラントでは、ナチス期以前の形式による社会保険制度が終戦の翌年から事実上または法制度上復活し、それに伴う争訟が生じていた。そのため、上級保険局と保険局は活動を再開し、従前の裁決および審決手続を実施していた。しかし、裁決や審決における法律判断の統一性を確保してきたRVAが活動を停止していたため、全国レベルでの法統一が困難な状況にあった。また、RVOは戦後も効力を保持し続けていたことから、条文上最上級審の判断が求められる事件が未決のまま放置されていた。⁽¹¹⁾

このような状況の下、連合国管理委員会(Kontrollrat)およびその占領下にあった各ラント政府は、従来の社会保険三部門を一つの社会保険制度に統合する「統一社会保険(Einheitsversicherung)」構想を打ち出し、⁽¹²⁾社会保険改革に積極的のりだ

そうとしていた。この構想は上述の社会保険制度にかかる紛争処理の問題をも包摂し、社会保険関係事件の裁判権を従来のRVAではなく、労働裁判所に付与しようとしていた。⁽¹³⁾また、統一社会保険構想は、多分に社会主義的な要素を内包していたことから、社会民主党(以下SPD)や労働組合からの強い支持を受けていたのである。

しかし、連合国管理委員会の提示した統一社会保険構想は、冷戦の開始という国際状況の変化とキリスト教民主同盟(以下CDU)を中心とした反対運動の盛り上がりの結果、西側占領地域での実現は不可能になり、全ドイツにおける統一社会保険の実現は放棄された。⁽¹⁴⁾そして、このような社会保険制度改革の変更に伴い、社会保険に関する紛争処理制度の問題も徐々に変更されていくことになる。つぎに、どのような経過から、RVAを中心とするかつての紛争処理制度が現行の裁判権にまで昇格したのかという点について、紹介しよう。

終戦直後の西側とりわけアメリカとイギリスの占領地域では、行政官庁から分離独立した行政裁判権が各ラントに設置され、各裁判所と裁判官の独立が保障されていた。⁽¹⁵⁾これらの新ラント行政裁判所は旧行政裁判所の列記主義を廃止し、「行政行為の取消、その他憲法上の争訟を除く公法上の争訟」のすべてを

対象とする一般概括条項を採用していた。ただ、占領時における一般概括条項は、法律上通常裁判所または特別の行政裁判所への出訴が指示されている限りで、行政裁判所の管轄を否定していたので、この当時実際に裁判および審決手続を実施していた上級保険局および保険局がこれに該当するかが問題になっていた。⁽¹⁰⁾

とりわけ、イギリス占領地域では、イギリス軍政府命令二八条が行政裁判所の管轄外とされる「その他既存の裁判所 (andere bestehende Gerichte)」の基準を、当該裁判所の裁判官の独立性においていた。そのため、上級保険局の裁判・審決手続に関する官吏が裁判官としての独立性を有しているか否かが争われていたのである。このような争いはイギリス以外の占領地域でも問題になり、各ラントの行政裁判所は上級保険局の裁判所に性につきまぢまぢの判断を下していた。⁽¹¹⁾つまり、この時点では、上級保険局等の裁判・審決が一般の行政裁判権に服するものであるのか、それとも一般の行政裁判権と同等の特別行政裁判権の裁判であるかが問題になっていたのである。

このような混乱の原因は、RVAを頂点とする三審制の専門争訟制度が事実上裁判として認知されながらも、これらの裁判・審決機関が行政官庁から独立していないという点にあった。

そのため、この時点では、問題解決の方途として、つぎの二つの方向が示唆されていた。⁽¹²⁾ひとつは、社会保険制度の特殊性に鑑み、従来通り紛争解決手続を保険局等の特別官庁に委ねるというものであり、いまひとつは、労働裁判所に社会保険関係の紛争解決を委ねるというものであった。とりわけ、後者の考え方は、労働組合が先に述べた統一社会保険構想との関連して強く主張されていたのである。

その後、社会保険専門の紛争解決手続の問題は、この当時進行中であつたボン基本法の立法過程で議論されることになった。なぜなら、基本法が裁判権を規定する際に、連邦最上級裁判所の数や種類ならびにその相互関係をどの程度具体的に規定するべきかが議論されていたからである。

当初、ボン基本法の制定会議においては、個別の法領域に応じた裁判権を個別に規定することはなるべく回避されるべきであるとされてきた。⁽¹³⁾しかし、労働組合が、通常裁判所の裁判官に対する不信から、労働裁判所が通常裁判所に統合されることを危惧し、ボン基本法で労働裁判所の設置を強行法規的に規定することを強く主張していた。労働組合は、結局、この主張を制定会議に通すことに成功したため、憲法会議司法制度委員会はボン基本法草案において、通常、行政、財政および労働の四

裁判権の設置を規定することにしたのである。

このように、憲法草案は、紛争処理における混乱が指摘されていた社会保険関係の裁判権を独立のものとして規定していなかった。なぜなら、この時点では、なお統一社会保険構想が存在し、その構想の上では社会保険関係の裁判権は労働裁判権にあると理解されていたからである。⁽¹⁸⁾ そのため、一九四九年一月の時点で採用されていた基本法草案二二九条は「通常、行政、財政、労働・社会裁判権の各領域については上級連邦裁判所が設置される」と規定し、草案の起草者は労働裁判権と社会裁判権の結合をそれぞれ明言していた。⁽¹⁹⁾

ところが、一九五一年になった時点で、先に述べた理由から統一社会保険構想が挫折し従前の社会保険制度の維持が確定的になったため、基本法を受けて立法されることになっていった労働・社会裁判所法の制定は変更を余儀なくされた。⁽²⁰⁾ なぜなら、統一社会保険構想が、労働裁判権と社会裁判権との統合の前提であったからである。これ以後、労働法と社会法（この時点では社会保険法、失業保険法および戦争犠牲者援護法）の根本的な差異が指摘され、法理論的に両者の統合が否定されることになった。⁽²¹⁾

以上のような経過から、裁判所法の立法段階での労働・社会

両裁判権の分離は確定的なものとなり、以後立法作業は分離して行われることになった。この分離については、比較的初期の段階でSPDが強硬に反対していたが、RVAの欠如により発生した法適用の不統一や未決事件の早期処理が急務であるという理由から、徐々に賛成の方向に向かっていった。⁽²²⁾

その後、一九五三年四月二九日には裁判所組織に関する社会裁判所法(Sozialgerichtsgesetz)草案が連邦議会の第一読会に、同年六月一七日には訴訟手続に関する社会裁判所手続法(Sozialgerichtsordnung)草案が連邦社会政策委員会にそれぞれ提出された。⁽²³⁾ このふたつの草案はひとつにまとめられ、六月一七日の時点で「社会裁判所法(Sozialgerichtsgesetz)」として連邦議会に提出されている。この法案には多少の異議がだされたものの、⁽²⁴⁾ 原則的な部分での修正は受けず、一九五三年九月三日に可決成立している。こうして、かつてのRVAを中心とした裁決・審決手続およびその争訟組織は「特別の行政裁判所(S G G 一条)」として、保険関係の行政庁から分離され、独立の裁判権の地位を占めるようになったのである。⁽²⁵⁾

(86) Versicherungsgesetz für Angestellte vom 12.

Dezember 1911, RGBl. S. 989; Verfahrensordnung der

- Senate für Angestelltenversicherung vom 12. Januar 1923, RGBI I S. 56.
- (87) Verordnung über Änderung des Verfahren in Militärversorgungssachen vom 1. Februar 1919, RGBI S. 149 ; Gesetz über das Verfahren in Versorgungssachen vom 28. Januar 1922, RGBI I S. 71.
- (88) Reichsknappschaftsgesetz vom 23. Juni 1923, RGBI I S. 431.
- (89) Gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung vom 16. Juli 1927, RGBI I S. 187.
- (90) 職員保険法に関してはRVAと上級保険局に特別の部が設置された。また、鉱山労働者組合法に関してもRVAにのみ特別の部が設置された。職業紹介失業保険法に関しては特別の官庁(労働局=Arbeitsamt、およびラント労働局=Landesarbeitsamtの審決部)が給付にかかわる争訟を管轄していたが、原則的意義を有する法律問題についてのみRVAに設置された特別の審決部が判断することになっていた。さらに、戦争犠牲者援護法に関しては援護裁判所(Versorgungsgesicht)またはライヒ援護裁判所(Reichsversorgungsgesicht)という特別の裁判所が裁判

- を行っていたが、これらの裁判所の長が上級保険局またはRVAの局長と兼務になっていたため、形式的には別個の組織ではあっても実質的には同じ組織であった。Vgl. Knoll, a. a. O. <s. Anm. 29>, S. 97 ff., S. 100 f. ; Christmann/Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 32 ff.
- (91) Bogs, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 14 f.
- (92) Bogs, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 16 f. なお、RVAのなした原則的意義を有する法律問題の判断は一八八四年から一九二七年までは「Amtlichen Nachrichten des RVA」に、一九二八年から一九四五年まで「Amtlichen Nachrichten für Reichsversicherung <Teil IV des Reichsarbeitsblattes>」に公表されており、総計で五五九一の裁判決定がある。
- (93) Bogs, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 18 f. ; Christmann/Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 34 f.
- (94) 倉田前掲註(46)九八八頁以下を参照。
- (95) Vgl. Peters, a. a. O. <s. Anm. 44>, S. 105 ff.
- (96) Christmann/Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 37.
- (97) ナチス政権下における行政裁判所改革については、宮崎良夫「ドイツ連邦共和国の行政裁判制度改革——ナチス

- 体制からボン基本法にかけて——」東京大学社会科学研究所編『戦後改革 4 司法改革』（東大出版会、一九七五年）三五九頁、三六五頁以下を参照。
- (98) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 38 f.
- (99) Christmann / Schönholz, a. a. O. <s. Anm. 6>, S. 39 ff.
- (100) 下和田功「社会保険改革のための連合国管理理事会法案」『保険学雑誌』五〇三号（一九八三年）三三頁、四一頁以下、清水前掲註（8）九頁。
- (101) Michael Stolleis, Entstehung und Entwicklung des Bundessozialgerichts, in : Deutschen Sozialgerichtsverband e. V. <hrsg.>, Sozialrechtsprechung, Verantwortung für den sozialen Rechtsstaat, Festschrift zum 25 jährigen Bestehen des Bundessozialgerichts, Bd. 1. <Carl Heymann, 1979>, S 25, 30 f.
- (102) Stolleis, a. a. O. <s. Anm. 101>, S. 27 ff. なお、統一社会保険構想の詳細については、下和田前掲註(100)四五頁以下を参照。
- (103) Stolleis, a. a. O. <s. Anm. 101>, S. 28 f.
- (104) Stolleis, a. a. O. <s. Anm. 101>, S. 29. なお、統一社会保険構想が挫折した理田の詳細な分析については、下和田四九頁以下を参照。
- (105) 戦後まもなくの行政裁判制度の概要については、南博方『行政裁判制度』（有斐閣、一九六〇年）一五五頁以下、秋山義昭「西ドイツ行政裁判所法に於ける一般概括主義と行政裁判所の管轄権（一）」『北大法学論集』一八巻三号（一九六八年）一六三頁、五八三頁以下、宮崎前掲註（97）四〇四頁以下を参照。
- (106) Stolleis, a. a. O. <s. Anm. 101>, S. 32.
- (107) VOBl brit. Zone vom 13. September 1948, S. 263 ; vgl. W. Kersten, Die Verwaltungsgerichtsbarkeit in der britischen Zone im neuesten Gewande, NJW 1949 S. 208.
- (108) Vgl. Stolleis, a. a. O. <s. Anm. 101>, S. 32 ff.
- (109) Stolleis, a. a. O. <s. Anm. 101>, S. 35.
- (110) 秋山前掲註(105)五九〇頁。
- (111) Stolleis, a. a. O. <s. Anm. 101>, S. 37.
- (112) Stolleis, a. a. O. <s. Anm. 101>, S. 38 f.
- (113) Stolleis, a. a. O. <s. Anm. 101>, S. 40 f. ; E. Stoldt,

Selbstverantwortung und Selbstverwaltung in der Sozialversicherung, RDA 1949 S. 407.

(11) Vgl. A. Teutsch, Das künftige obere Bundesgericht für die Sozialgerichtsbarkeit, RDA 1950 S. 254 ; Sellmann, Verwaltungsgerichtsbarkeit und Sozialgerichtsbarkeit, NJW 1957 S. 1091.

(11) Stollens, a. a. O. (s. Anm. 101), S. 43 ff.

(11) Stollens, a. a. O. (s. Anm. 101), S. 44 f.

(11) これは、戦争犠牲者援護法の争訟を社会裁判所の管轄とするか否かで連邦議会と連邦参議院との意見が対立したためである。

(11) 旧争訟制度の中心であったRVOとSGGとの根本的な違いは、本文で述べたように、官庁から組織的に分離することによって裁判官の独立を保障した点などにみられる。ただ、ここで注意しなければならないのは、手続法的につきのような大転換がなされたことである。すなわち、旧審決手続では保険者の裁定が一審判決と同等とみなされたことから、その訴訟形式がはっきりとしていなかった(Bogs, a. a. O. (s. Anm. 35), S. 5は保険者の裁定に対するBerufungを取消訴訟にあたりと評価しているが、

このような見解が戦前に一般化していたかは疑問である)。そのため、SGG七七条はこれを明文で行政行為(Verwaltungsakt)と定義し、以後給付に関する訴えを原則的には取消訴訟と給付訴訟との併合という形式にしてゐる(BT-Drucks 4357 S. 26)。この改正は、行政行為概念との関係で保険給付請求権が戦後の西ドイツでどう位置づけられたかという興味ある問題と関連するため、いずれ別の機会に検討することにした。

むすびにかえて

本稿は、西ドイツ社会裁判所法への理解をより深めるために、ドイツにおける社会裁判の歴史を主に制度の面から紹介してきた。ここでは、本稿のむすびにかえてドイツ社会裁判の発展史における特徴を簡単にまとめ、気がついた点をいくつか指摘することにした。

まず、西ドイツ社会裁判制度を歴史的な観点からみれば、一九世紀に成立した各ラントの行政裁判制度とはまったく別個に発展してきたことがわかる。このことは、社会裁判所の

原型が一八八四年UVGにより設置された仲裁裁判所とRVAであり、これらの機関がその後他のライヒ官庁または裁判所に吸収されなかったという事実⁽¹⁰⁾からも明らかであろう。このようにRVAを中心とする旧争訟制度が他の行政裁判制度とは別の展開をみせてきた背景には、その対象たる社会実体法の特殊性もさることながら、RVAなどがこれまでに積みかさねてきた裁判活動に対する内外の好意的な評価があったように思われる。

そして、この積極的な評価がRVAの時代から社会裁判の裁判官が社会保障受給者側の権利保護に厚かったという面のみならず、社会保険法上の法概念をより有意なものとして発展させたというその専門性への信頼にも向けられていたということも忘れてはならない。

とりわけ、一九四五年までになされたRVAの裁決例は現在においてもなお社会実体法の法発展に寄与したと評価され⁽¹¹⁾、戦後もしばらくの間はSGGによって法律上先例としての価値を付与されてきた⁽¹²⁾。このことは、RVAを中心とした旧争訟制度と戦後の社会裁判制度との間の強い継続性を示すと同時に、今日の社会裁判所の判例がRVAの創設以来一〇〇年余りの歴史のうえにあるということをも示しているのである。それゆえ、

RVAの判決例は西ドイツにおける現行社会法の判例研究にとつても重要な位置を占めているし、またこれを比較法の対象としてとりあつかうわが国の研究にとつても貴重な示唆を与えるものといふことができる。

つぎに、社会裁判制度がその対象を徐々に他の社会立法に拡大してきたという点について、若干の検討を加えることにしよう。確かに、RVAを中心とする旧争訟制度はUVGをはじめ多くの社会立法へとその対象を拡大してきたが、その範囲は戦争犠牲者援護法を別とすれば⁽¹³⁾、失業保険法を含めていずれも社会保険法制度である。そのため、今日では社会実体法とされている社会扶助法などが社会裁判所の管轄からはずれている。このことは、従来、SGGが社会保険法に付随した特殊な争訟制度から発展してきたという歴史的な事情によると従来は説明されてきた。

しかし、現在の社会扶助にあたる制度がワイマール期にすでに成立していたことや、今日のSGGが社会扶助を狭義の社会法に加えていることを考えるならば、ワイマールの時点またはSGG立法の時点で社会扶助が社会裁判制度からとりのこされたことにより積極的な理由があるのではないかと疑問が残る。また、本稿で紹介したように、一九一一年のRVOと一九

五三年のSGGのそれぞれが既存の社会実体法を前提に、それに付随する争訟制度を一本化ないし体系化してきたことがわかる。それゆえ、現在行われつつある社会法の法典化（SGBの編纂）が社会裁判制度にどのような影響を与えるかは、今後の西ドイツ社会法の行方と社会法概念の変遷をみるうえで重要な視点になると思われる。⁽¹¹⁹⁾

最後に、本稿は社会裁判所法の解説編として専ら制度の面からその沿革を概略的に示したものでしかなく、その点ではむしろノートの性格のものである。それゆえ、本来ならば検討すべきであった法理論的な問題——とりわけRVAの監督作用と裁判作用との関係や今世紀初頭に提示された職権主義の考え方と当時の法理論との関係など——についてはまったくふれられなかった。

今後は、これらの問題を法理論的に研究することがドイツ社会裁判の特殊性を理解するためにより有益な作業になると思われる。

(119) 人見前掲註(60)二八一頁によれば、ワイマール期におけるライヒ行政裁判所の設立をめぐる、一九一〇年の第

三〇回法曹大会のうちに概括主義の採用とともにRVA

などのライヒ官庁の権限をライヒ行政裁判所に吸収することが主張されたが、一九三〇年の政府草案はこれを断念したとされている。

(120) Vgl. Chrismann/Schönholz, a. a. O. (s. Anm. 6), S. 26ff.

(121) 一九七五年改正前のSGG一六二条一項はRVAの判断との抵触を上告理由のひとつとして規定していた。また、社会保険法に関しては、戦前戦後を通してRVOが適用されていることから、実体法上の諸概念に関する解釈においてRVA判例の占めるウェイトは大きいといえる。

(122) 前掲註(90)で述べたように、戦争犠牲者援護に関しては当初RVAと上級保険局に二審制の援護裁判所が設立され、これは形式的には独立の裁判所とされていた。また、Stollis, a. a. O. (s. Anm. 101), S. 44f.では、SGGの立法時に戦争犠牲者援護法を対象とするか否かで連邦議会の意見が分かれていたとされていることから、戦争犠牲者援護法には社会保険法との何らかの違いが意識ないし議論されていたのではないかと思われる。

(123) ワイマール期の社会扶助制度の形成については、木下秀雄「ワイマールにおける公的扶助法の展開(一)・(二)」

『法学論叢』一〇八卷六号（一九八一年）七四頁、一一一
卷四号（一九八四年）七六頁を参照されたい。

(124) 因みに、DRIZ 1988 S. 112 ; DRIZ 1989 S. 30 ; DRIZ
1989 S. 116. には、最近のSGGの改正案として社会扶助
に関する争訟をSGGの管轄とするようにとの意見が出
されている。